

令和5年度事業計画

令和5年3月20日

留萌水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の目的は、水先法の目的に鑑み会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導・連絡及び監督に関する事務を行う事である。

これらの目的を達成するため、本会は会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施する事。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する施策その他本会の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和5年度は、前年度に引き継ぎ利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事項として推進する。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行う。

- (1) 水先業務の適正な運営。
- (2) 技術の研鑽、向上及び健康管理等の品質管理の推進。
- (3) ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取。
- (4) 公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備。
- (5) 日本水先人会連合会の目的達成に協力し、地元の海事振興に協力する。
- (6) 水先養成に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開。

以上